

別表六（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第69条第2項、第3項若しくは第12項《外国税額の控除》の規定、同条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。）の規定又は法第144条の2第2項、第3項若しくは第8項《外国法人に係る外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「道府県民税3」の欄は、地方税法施行令第9条の7第6項本文《外国の法人税等の額の控除》の規定の適用を受ける場合には「又は（別表六(三)付表一「28の④」）」を消し、同項ただし書の規定の適用を受ける場合には「 $((1) \times 1\%)$ 又は」を消します。
- 3 「市町村民税4」の欄は、地方税法施行令第48条の13第7項本文《外国の法人税等の額の控除》（同令第57条の2《法人の市町村民税に関する規定の都への準用等》）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合には「又は（別表六(三)付表一「28の⑤」）」を消し、同項ただし書（同令第57条の2において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合には「 $((1) \times 6\%)$ 又は」を消します。
- 4 「前期繰越額又は当期発生額①」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。5において同じです。）とする適格合併等（適格合併、適格分割又は適格現物出資をいいます。以下4及び5において同じです。）が行われた場合において法第69条第9項（法第144条の2第6項において準用する場合を含みます。5(1)において同じです。）の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、別表六(三)付表二「11」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。5において同じです。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下4及び5において同じです。）が行われた場合において法第69条第11項（法第144条の2第7項において準用する場合を含みます。5(2)において同じです。）の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、別表六(三)付表三「5」の欄の金額を記載します。
- 5 「前期繰越額又は当期発生額④」の欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において法第69条第9項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、別表六(三)付表二「14」の欄の金額を記載します。
 - (2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において法第69条第11項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、別表六(三)付表三「10」の欄の金額を記載します。
- 6 「当期使用額⑤」の各欄の外書のうち「12」から「33」までは減額された外国法人税額の充当額を、「当期分」の欄は翌期へ繰り越す未充当額を記載します。